



タイ国 法律改訂情報 Vol. 54 (2015年6月18日発行)

みなさん、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報 Vol. 54 は 国税局マガジン 6月号「中小企業向け：法人税の減税および免税」 をご紹介致します。今回のトピックは「払込資本金が 500 万バーツ以下」となっており、小規模サービス業向けのご案内となります。タイ国政府は、物価上昇による景気低下において各種減税措置を行っております。ひとつのタイ国の側面としてご一読頂けましたら幸いです。

中小企業向け (SMEs) 法人税の減税および免税

中小規模事業の重要性は基盤事業レベル、国家事業レベルでその役割を増している。国民レベルでのビジネスがより強大なものとなり、経済システムに対してより強固なものとなっている。このことから継続的に拡大し、実際のビジネスにおいて欠かすことのできないものとなっている。

一部の事業家にとって、税金は気が重くなる重要な話の一つであり、政府もこの点に注目している。そのため SMEs (中小企業) を支援し、国家の競争能力を高め、強固なものとし、投資家の関心を惹きつけることを目的として法人所得税を減税する方針を掲げた。そのために SMEs の税負担を軽減し、財政の円滑さを高めるために税法に従い 2015 年勅令 (第 583 号) 「減税及び免税」を公布した。減税及び免税は決算日の払込済資本金が 500 万バーツ以下、会計期間の商品販売及びサービス提供による収入が 3,000 万バーツ以下の株式会社もしくは有限パートナーシップ法人が対象となる。個人所得税との比較詳細は次の表の通りとする。

純利益／純所得	法人(SMEs)			個人
	2012 年	2013-2014 年	2015 年	2015 年
0 - 150,000	除外	除外	除外	除外
150,001 - 300,000	15%	除外	除外	15%
300,001 - 500,000	15%	15%	15%	15%
500,001 - 750,000	15%	15%	15%	15%
750,001 - 1,000,000	15%	15%	15%	20%

1,000,001 – 2,000,000	23%	20%	15%	25%
2,000,001 – 3,000,000	23%	20%	15%	30%
3,000,001 – 4,000,000	23%	20%	20%	30%
4,000,001 パーツ以 上	23%	20%	20%	35%

法人所得税と個人所得税を比較した場合、事業者の純利益／純所得が 750,000 パーツ超となる場合において、個人事業主の形態では個人所得税の負担が SME s 法人所得税よりも重くなるのが分かる。税制面のほか、事業者は設立費用、会計処理費用、会計監査費用、銀行やサプライヤーからの信用等のそのほかの点についても検討することが望ましい。またあらゆる面で利点、欠点を検討し、より適当な事業形態を選択することが望ましい。

以上

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

次回は、2015 年 7 月 16 日(木) です

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

★お知りになりたい情報や法律などございましたら

ご連絡の程お願い致します。

お問い合わせは、TJ Prannarai 前田まで (jpntrans@tjprannarai.co.th)

☆お知らせ☆

6 月 11 日に「業務安全・衛生・環境法、危険物法」を出版致しました。

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験10年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

*詳細につきましてはご相談ください。

★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料についてはお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

日本語－タイ語 対訳で便利

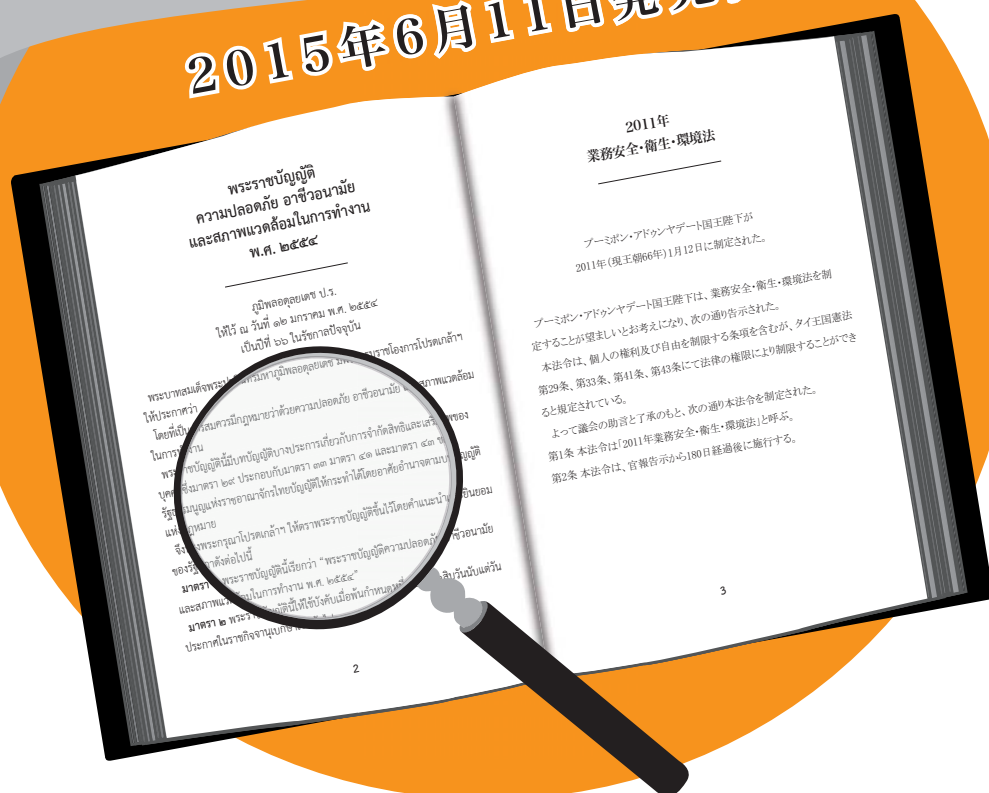
「業務安全・衛生・環境法 / 危険物法」

【収録内容】

- 2011年 業務安全・衛生・環境法
- 1992年 危険物法
- 2013年省令 危険有害物質の安全・衛生関連規定

新刊のご案内

2015年6月11日発売開始



タイ語・日本語 併記でタイ人従業員との相互理解が可能
文字が大きく読みやすい
工場の安全・環境・危険物の法令を1冊に収録

TJプランナライ リクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42. Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: jpntrans@tjprannarai.co.th